



～病気休暇の通算（誤ったら危険）～

例年、病気休暇の通算やクーリング期間等の取扱いについて照会があります。また、過去には、認識不足や確認漏れから多額の給与の返納が発生した事例もあったことから、改めて病気休暇について、資料を作成しましたので、事務の参考にしてください。

☑ 病気休暇の通算①

👉 **連続する8日以上**の期間の病気休暇（種類が異なるものを含む）を取得すると、**病気休暇の通算がスタート**します。なお、**連続する90日を超えて病気休暇を取得することはできません**。

また、医師等の診断に基づき、90日を超えて長期療養が必要な場合（条件付採用及び臨時的任用の職員を除く）は、休職の発令手続を行ってください。



- Point**
- ① 連続する8日以上期間に含まれる要勤務日が3日以下の場合は、要勤務日が4日以上となる期間の病気休暇を取得した場合に通算が始まります。（下図参照）
 - ② **生理による場合、公務災害等の場合、勤務の軽減措置を受けている場合の病気休暇**は、連続する90日の病気休暇から除かれます。
 - ③ 病気休暇と病気休暇の間にある**週休日**や**年休**、**特休**（生理休暇以外）を使用した日、**時間及び分単位で病気休暇を使用した日も1日の病気休暇を使用したものとみなして計算します**。

☑ 病気休暇の通算②（クーリング期間）

👉 上記「病気休暇の通算①」により病気休暇の通算が始まると、「クーリング期間」が発生し、連続する病気休暇の末日から、**実勤務日**（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務した日）が**20日に達するまでの間に再び病気休暇を使用すると、前後の病気休暇はすべて通算されることとなり**、再度、**実勤務日数が20日に達するまで**病気休暇は通算されます。



Point 病気休暇を取得することなく実勤務日が20日に達した場合、クーリング期間は解消され、**病気休暇の通算はリセット**されます。

日	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
状	病				病			病	病	勤	勤	病			年	病	勤
況	休				休			休	休	務	務	休			休	休	務

病休（8日）

連続する8日に含まれる要勤務日が3日以下

(A) 病休（9日）

要勤務日が4日以上となる期間

病気休暇の通算スタート（クーリング期間の発生）

(B) 病休（5日）

連続する8日以上期間の病気休暇を取得後、クーリング期間中に再度病気休暇を取得した場合については、前後の病気休暇の期間は連続するため、左記の病気休暇の連続日数は、

「(A) 9日+(B) 5日」で「14日」となります。（5/17時点）

また、5/11及び5/12は勤務していますが、5/13に病休を取得したことで実勤務日数のカウントはリセットされます。そのため、クーリング期間の解消には、5/18以降に「20日」の実勤務をすることが必要です。

☑ 病気休暇の承認に必要な証明書類

👉 次のケースに該当する病気休暇を承認するには、証明書類が必要です。

- ① 連続する8日以上病気休暇を承認する場合。
- ② 病気休暇の開始予定日前1か月の間に、5日以上病気休暇を取得していた場合。



Point 上記に該当する場合には、**都度、証明書類が必要**です。



Point 証明書類は、**医師の診断書が基本**となりますが、病気休暇の期間や疾病等を勘案し、他の証明書で通院の状況等を判断できる場合は、病院の領収書でも可能です。

※ 病気休暇の計算などについて、不明な点がある場合には、教職員課服務制度係にお問い合わせください。
 ※ 今後、病気休暇の通算やクーリング期間中の実勤務日数の「自動計算機能」を、道立学校出退勤管理システムの出勤簿機能に搭載する予定です。

皆さんの「そこが知りたい！」を募集します！URLまたはQRコードからご応募ください！（道立学校のみ）

（応募用URL⇒<https://www.harp.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=00r00Wna>）

※応募数や内容によって掲載できない場合があります。あらかじめ御了承ください。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です